



陳情 8 第 9 号



令和 8 年 6 月 1 日

藤沢市議会 議長 山口 政哉 様

氏名 岩下 次郎

住所 藤沢市本藤沢 3-10-2

里道払下げは法の比例，平等原則違反。議員関与は明白，百条調査を求める陳情

【項目】議員死去後判明の都計法 40 条 2 項採納を取消し課税賦課の平等を図ってください。

【理由】

- 1 昭和 44 年施行都市計画法は，45 年 6 月神奈川県から開発許可事務委任うけ，46 年 5 月認可，計画整備すべき 420 号線，445 号線は接続していません。
- 2 市道善行 445 号線を児童生徒は通っています。石段昭和 36 年登記公衆用道路 4975 番 3 と，陳情人らが上地した 443 号線とも接続していません。
- 3 建築行為に係わる狭あい道路 4978 番 22 の收受は，昭和 36 年公衆用道路と登記した 4975 番 3 の半分ゆえ，市道の共食い収納は違法行為です。
- 4 宗教法人に売却した里道 5019 番 2，4940 番 2 の代金，2 千余万円を収納した藤沢市の会計帳簿記録がなく，行政証明不可なら払下げを取消して下さい。
- 5 市有山林字石原谷 46 年開発認可，都計法 40 条 2 帰属 4957 番 88 と 4979 番 1 の測地結果 0.05 m² は測量公差内。減歩は税負担の公認免除憲法違反です。
- 6 測量公差は 35 年経過事実。頼めば杖とも柱にもなり市民の信を得て 40 年議員籍おき，時局変転与党化で発声できず，頓死した元議員の名誉を守って下さい。